

募集要項等に関する再質問及び回答一覧【随時更新】

No	資料名	頁	行目	項目	タイトル	質問・意見	回答	公表日
1	募集要項	9	20	(10)	収益等の帰属	第2回質疑回答No,4にて「いずれにしましても、募集要項等の記載内容に即して、赤字補てんまたはロスシェアを実施する予定ですのでご理解ください。」とございます。これは「赤字補てん、官民連携組織運営負担金またはロスシェアの累積額からプロフィットシェアにおける収入を差し引いた額が、原資となる運営権対価額を超えても、募集要項等の記載内容に即して、赤字補てんまたはロスシェアを実施する予定」と理解してよろしいでしょうか。	第2回質疑回答No,4のとおりです。	9月4日
2	募集要項	18	13	4(3)	選定の手順及びスケジュール	プレゼンテーションにおける対話について、回答いただいておりますが、原則として提案事項の変更が認められず、提案の確認を行うだけであれば、それは「ヒアリング」ではないでしょうか。プレゼンを経て、互いの認識に齟齬が生じた場合は、事業者主張を前提とした提案を評価いただくか、協議事項として取り扱っていただくようにしていただきますようお願い致します。	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションにおける対話で共有した内容は議事録として審査員に配布され、審査資料の一部となります。 ・本件コンセッションでは、提案前の対話プロセスを設けず、質疑応答をもってこれに代えることとしております。 ・既にお伝えしている通り、提案期限を延長し質疑を継続することとしましたので、この機会を活用してください。 ・なお、提案内容に直接関わること等の理由により質問の内容を公開することで不都合が生じる場合は、考慮しますとお申し出ください。 	9月4日
3	要求水準書	29	1	iii	中長期修繕計画(案)	中長期修繕計画について、事業者の負担見込金額が公表されておりますが、修繕計画費については当該金額を見込むものとし、当該予算を超える修繕工事を要する場合は、当該工事の内容・負担について貴県と協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期修繕計画は、原則、お示ししている考え方にに基づき分担を行います。最終的には、竣工時に建物維持保全計画書が設計施工業者から示されるため、それをもとに県と運営権者の合意により分担を決定し、そこで決定した分担に従い修繕費を負担していただきます。 ・運営権対価基準額の算定において、修繕費を1,565百万円と見込んでおり、今回お示した設計施工業者による見積りに対し、余裕があることをご確認ください。 ・また、修繕については元施工業者に発注する必要はございませんので、経費削減努力の余地があると考えます。 ・以上を踏まえて収支計画に反映してください。 	9月4日
4	要求水準書	29	1	iii	中長期修繕計画(案)	第2回質疑回答No.24にて、B工事費用についての質問を行っておりますが、厨房・売店・カフェの内装工事(B/C)工事は、開業前準備業務の対価に含めて良いと考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事は、売店やカフェの運営主体(入居テナント)が実施するものと想定していますので、開業前準備業務の対価には含みません。 	9月4日
5	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	16	22条	運営権対価の返還	第2回質疑回答No,33にて運営権対価の返還計算式についてお示しいただいております。控除対象となるのはロスシェアリングとプロフィットシェアリングの差額分のみで、当初5年間の赤字補填や官民連携事業の費用は含まないという理解でよろしかったでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。 	9月4日
6	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	12	16	22条	運営権対価の返還	第2回質疑回答No,33にて運営権対価の返還方法について再考頂いております。運営権対価は事業期間の運営権に対する事業者が支払う対価です。従って契約解除時には、事業の残期間に応じた運営権対価減価償却残額分が返還されることが道理と考えております。基金制度における財源になってはいるものの、基金の財源をなにとするかは貴県の判断によるものであり、契約解除時の返還額を基金制度に応じて調整される仕組みには合理性がないと考えるほか、本案は貴県の実施されている道路コンセッションを含めた他のコンセッション事業にもない仕組みです。資金調達に極めて困難になるため応募に甚大な支障がでますので、改めて運営権対価償却費残額の全額返還についてご再考お願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロスシェアは、事業安定化へ向けた支援期間を経た後の需要創造努力の結果によるものであり、本来、経営主体としての運営権者が負うべきリスクであるところ、プロフィットシェアとの均衡の観点(好調の場合には県も収入を得る代わりに、不調の場合は県も負担する)、及び下支えすることで業績回復への負担を軽減する観点から導入しているものです。 ・そのような考えから、ロスシェアリングとプロフィットシェアリングの差額分については控除対象とします。 	9月7日
7	(添付資料5)公共施設等運営権対価実施契約書(案)	32	10	72条	不可効力による解除	第2回質疑回答No,39にて不可抗力における事業終了時の取扱いについてご再考頂いております。運営権対価は事業期間の運営権に対する事業者が支払う対価です。従って契約解除時には、事業の残期間に応じた運営権対価減価償却残額分が返還されることが道理と考えております。不可抗力等による事業者がコントロールできない事案に基づく契約解除の場合でも、資金調達先へ弁済する資金が棄損する可能性のある現状回答(質問No.33)では、事業者にとって受け入れ難いリスクであると考えます。ついては、運営権対価償却費残額の全額返還をいただきますよう再度お願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・No.6をご参照ください。 	9月7日

8	様式集及び記載要領	4		④(3)	展示会等企画・開催業務	官民連携による催事計画について提案するに当たり、県において現在進めている案件がございましたら可能な範囲でご教示いただけませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ワールドロボットサミットや技能五輪全国大会の開催について、既にお伝えしているところですが、県ではこの他にも、国家的催事の誘致など行政として行うことができるアプローチを具体的に進めております。 また、本年10月にはITB Asia及びIMEX Americaへの出展も決まっており、今後、SPCが組成され、官民連携による体制が整い次第、経営責任を有するSPCとの連携の下で国内外へアプローチする準備を整えています。 	9月7日
9	【添付資料3】様式集及び記載要領	1	31	(3)③	納税証明書の交付日について	法人税および消費税納税証明書については、提案募集公表日以降に交付されたものとの記載がありますが、要項初回公表日の7/7以降のものとの理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> お見込みのとおりです。 	9月12日
10	【添付資料3】様式集及び記載要領	7	1	2	作成上の留意点について	この項目でご記載の内容については様式A～Q-2の提案審査書類に対してのみの作成上の留意点との理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 特定の書式に限定して記載している箇所を除き、原則として、提出書類全般に関する作成上の留意点を示しているものとお考えください。 「審査書類の受付時における提出書類」である、様式3～8については、電子データ(Word、Excel)での提出をお願いします。なお、押印前の元データで結構です。 	9月12日
11	事業契約書	31	31	70条	不可抗力に関する増加費用	<p>追加質疑等の御対応により、先般、中長期修繕計画に関する守秘義務資料を提示いただき、事業者で見込む修繕費目安が把握できたところですが、8/10回答No.293において「不可抗力時における復旧費負担が中長期修繕計画の考えに基づき県の負担とする」とあり、官民分担の範囲に基づき事業者による復旧費の負担があり得る内容と認識しております。</p> <p>当該不可抗力時の復旧費リスクは、依然として存在するわけですが、本来本施設の所有者は貴県であること、他PFI事業においても年間の維持管理費用の1%を上限とする事業が多いことなどを考慮した場合、本事業の事業者が負うリスクは過大であると考えております。</p> <p>8/10回答No.294と同様の主旨となりますが、事業者負担については、維持管理費の年額に対する1%を上限とするなどの、上限設定を整備いただけませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設復旧費について、建物基幹部分の機能維持に関わる修繕は県の負担としており、また「不可抗力により著しい運営環境の変化があったときにはその対応について、期間延長も含め、協議により決定すること」としており、運営権者に過度な負担が発生した場合には協議により対応するとしています。 サービス購入型のPFI事業においては、1%の上限設定など追加費用負担に関する規定を置く事例が見られますが、サービス購入型ではない本件コンセッションにおいては、このような形式は想定しておりません。 運営権者においては、中長期修繕計画の分担を勘案のうえ、必要に応じ保険への加入などの対応策についてご検討ください。 	9月12日
12	事業契約書	32	19	第72条(2)	不可抗力による解除	<p>本条文において、民間事業者から解約を申し入れることができる条件に「本契約履行のために多大な費用を要すると判断したとき」とありますが、多大とはどの程度の規模を想定しているのでしょうか。またその判断はどのようにされるのでしょうか。</p> <p>他のPFI事業においても年間の維持管理運営費の1%を上限とする事業が多いことなどを御考慮いただき、維持管理費の年額の1%を基準としていただきますようお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規模の想定はございませんが、費用の増加により事業継続が困難となった場合、事業の継続または契約解除について協議を行い、契約解除とすることが止むを得ないと合理的に判断される場合には、合意に至るものと考えます。 また、ガバナンス維持体制として設置を予定している第三者機関に諮問を行うことが想定されます。 1%の基準についてはNo.11をご参照ください。 	9月12日
13	募集要項	17	14	3	参加資格について	「展示場・コンベンション施設・多目的ホールの維持管理について3年以上の実績・・・」とありますが、当社は現在対象施設の維持管理を行って3年目(3年間ではありません)の実績があります。参加資格の3年以上と考えて宜しいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 「3年以上」は最低3年間の実績を求めています。なお、8月10日公表の質問回答No.26のとおり、本来の用途に関わらず「展示会場やコンサート会場としての使用に供される施設」も含んでいただいて結構です。 	9月12日
14	募集要項別紙1-3	27	-	-	設備と備品の所有権	8月10日公表の質疑回答No.50、No.63、No.94について。開業前準備業務時に調達した設備の所有権は県であり、備品の所有権は運営権者との理解でよろしいでしょうか。その場合、開業時に備品は運営権者に無償で譲渡されるという理解でよいかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 開業前準備業務として調達した備品・設備については、県の所有となります。 その後、運営権者が更新投資を行った備品は、運営権者の所有となります。 	9月22日
15	要求水準書	12	27	②	駐車料金	要求水準書によると駐車料金は「空港と同一」と規定されています。一方、国際展示場条例によると駐車料金は定める使用料の1.3倍を上限とすると規定されております。駐車料金を下げるなど柔軟な料金設定ができるよう、要求水準書に規定された「空港と同一」という条件を外して頂くことは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場使用料には二つの体系があり、「展示会に参加する等の場合」の利用料金は、運営権者が1.3倍を上限として(下限は無し)柔軟に設定していただいて結構です。ただし、運営開始後に料金を変更する場合は、システムプログラムの変更等が生じますので、その費用はご負担ください。 一方、「その他の場合」の利用料金は、主に空港利用者が展示場の駐車場に駐車する場合を想定していますので、空港と同一の利用料金としてください。 	9月22日

16	要求水準書	36	19	(4)-②-イ - (ア) (イ) (ウ)	<p>催事企画者に対するヘルプデスクの設置 / 主催事業者・出展者に対するサポートサービスの提供</p> <p>『(ウ)主催事業者・出展者に対するサポートサービスの提供』には明確に「有料」との記載がありますが、ヘルプデスクの設置については記載がありません。(ア)企画提案活動や(イ)ヘルプデスクで行う内容についても、「有料」メニューの設置は問題ないでしょうか。県が想定される業務の中で、「無償」を前提とされているものがあるならば、そちらもご回答ください。</p>	<p>・官民連携事業において、どのようなサービスを提供し対価を得るかは、提案に委ねます。県として特に無償でなければならないとしているものはございません。</p>	9月22日		
17	募集要項別紙6	42	7	4	<p>管理体制について</p>	<p>・総合責任者、内部監査人、貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託責任者は他の外国貨物取扱事業者の役職との兼務は不可なのでしょうか。</p>	<p>・総合責任者と内部監査人はそれぞれ1人の人間を指名してください(いずれも、他の外国貨物取扱事業者の役職との兼務は不可)。 ・貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託責任者については、1人の人間が3つの役職を兼務することは可能です。</p>	9月22日	
18	【添付資料3】 様式集及び記載要領	30			<p>【様式7-④】実績を証する書類(保税業務についての実績)</p>	<p>記載項目にあります、実績として提示する事業名称、発注者名、受注者名とは何を指すのでしょうか。具体的な記載例をお示しいただきたく、よろしくお願い致します。</p>	<p>・様式7-④では、貴社が税関長の許可を得て保税地域で実施している業務の実績、又は総合保税地域における貨物管理者として実施している業務の実績を記載してください。 ・「事業名称」については業務内容の概要を記載していただき(「〇〇地区における△△に係る保税蔵置業務」など)、その詳細について「実績の内容」及び「業務期間」へ記載してください。 ・なお、様式の都合上、「発注者名」及び「受注者名」は未記入で結構です。</p>	9月22日	
19	募集要項	37	9	②	ロスシェア	<p>8月10日公表の質疑回答No.57について。 当該ロスシェアの仕組みでは、運営権者のコスト削減へのモチベーションが働かないと考えます。公社の想定するコスト削減以上の努力分については黒字・赤字の認定から外すなど、ロスシェアの仕組みの検討をお願い致します。</p>	<p>・前提として、当初5年間は経費削減による収益は全て事業者に帰属することとしていますので、その間に経費削減の努力について一定の成果を上げているものと想定されます。 ・その上で、6年目以降、15%の収入減までは運営権者がすべて負担することとなりますので、その時点で更に相応の経費削減努力が求められると同時に、収入増への取り組みも求められるものと考えます。 ・一方、施設運営に必要な支出は維持継続する必要があること、また、6年目以降は事業としての自立を前提とすることから、赤字時のみ収入補填をする制度としていますので、ご理解ください。 ・なお、各年度の経費支出については毎年度、モニタリングを通じて適正化を図ることを前提としています。収入減の場合、当初の収支計画等も踏まえうえて、十分な経費削減がなされない場合、必要に応じて経費支出についての改善・是正を求めることがあります。</p>	9月22日	
20	要求水準書	12	20	(3)-②	施設利用料金	<p>『展示ホール、会議室の利用料金については、愛知県国際展示場条例の範囲内(条例で規定する使用料の1.3倍を上限とする。下限はない。)において、運営権者が定め、県に届け出る。』とあります。仮にBホールの利用時間を9:00～と提案した際に、1日当たりの利用金額を前提とした場合、条例で規定する1時間当たりの使用料を超えてきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>・まず原則的な考え方を申し上げますと、条例上、使用料は1時間当たりの金額が規定されています。従って、1時間当たりの料金は条例上の金額の1.3倍の範囲内にある必要があります。ただし、必ずしもご質問の状態が発生するわけではありません。 ・条例上1時間当たりの金額を規定しているのは、時間区分の設定を運営権者に委ねる前提で、運営権者が区分設定を自由に出来るようにするためのものです。例えば、展示場では「半日」、「全日」等の区分が一般的ですが、その場合、12時間分をまとめて「半日料金」、24時間分をまとめて「全日料金」とすることができます。 ・一方、催事を開催して一般の来場者が出入りできる時間帯を「営業時間」と呼ぶとすると、営業時間は9:00～21:00といった取り決めを別途行うこともできますが、この場合も、主催者へは半日・全日といった区分で貸し出すことができます。 ・実際の運用を考えた場合、営業時間外に搬入出・設営等を行うことが想定されますので、上記の運用が一般的であると考えます。 ・従って、例えば営業時間が9:00～21:00だとしても、12時間相当の利用料しか徴収することが出来ないわけではありません。また、12時間の営業時間に対し24時間分の料金を設定することで、条例の1.3倍を超えることになるとのご懸念は、上記の考え方で払拭できるものと考えます。</p>		9月22日

21	募集要項別紙6	42	7	4	管理体制について	<p>有人SPCの定義について記載がありますが、質問の意図は、「有人SPCである必要はない」＝「SPCが直接雇用する従業員を要さない」との認識のもと、再委託による責任者選任の良否を問うたものです。</p> <p>更に、当該質問の背景には、貴県が想定している協力企業からの出向・派遣とした場合、現地非常駐とした際に、出向者等の身でありながら、別の現場にて、別の業務を並行して実施していることが社会通念上許容されるのかという点。</p> <p>また、元々、本要件は、「SPC自身が外国貨物取扱事業者となるために社員の身分を要するため」であることを目的としていたと思料しますが、当該事業者となるためにSPC社員でなければならない規定は無いと思われるのですがいかがでしょうか。改めてご再考いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>・本業務については、原則として保税展示場としての利用がある期間に発生する業務であると想定しています。そのため、各種責任者(総合責任者、貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者をいう。以下同じ。)は、通常は現場に常駐する必要はありませんが、催事準備・期間中等については現場で指揮・命令を行うなど、各種責任者としての業務を遂行していただく必要があります。</p> <p>・業務の実務にあたっては、SPCから協力企業への業務委託についても想定しておりますが、各種責任者については、展示場の施設維持管理における総括的な責任主体がSPCであること、及び関係機関からの助言を踏まえ、協力企業からの出向・派遣等であってもSPC社員としての身分が必須となりますので、ご理解ください。</p>	9月22日
22	募集要項に係る質問に対する回答					<p>有人SPC、無人SPCの質疑がありますが、定義があいまいなため、県の認識をお示しく下さい。SPCからの外注により構成企業、協力企業が全て受託する方式を考えております。</p>	<p>・「有人SPC」「無人SPC」の語の定義が明解でなく、それらの語を用いての議論は誤解を生じる可能性がありますので避けますが、基本的な考え方として、本コンセッション事業のSPCの設置・運営にあたっては、15年という長い事業期間にわたって、SPCが、官民連携組織を含む複数の業務を統括することになるため、SPCには、高度かつ柔軟なガバナンスの体制や手法の導入が求められると考えています。</p> <p>・SPCは「統括マネジメント業務」を実施し、施設維持管理運營業務、附帯事業運營業務及び官民連携による需要創造推進業務にわたる各種業務を総合的かつ包括的に管理できる体制を構築して、積極的なマーケティング活動による収入増や民間ならではのコスト削減など経営努力の主体となることが求められていることにご留意ください。</p>	9月22日
23	募集要項	18	23	4(3)	スケジュール	<p>8月31日の再質問及び回答にて、9月29日まで提案期間を延長されることとなりましたが、事業に関する重要な回答があり、検討に時間を要しております。これからの決裁等を考えますと、さらに2カ月程度、提案期間が延長されることを希望します。</p>	<p>・これまで質疑応答を実施して参りましたが、県の意図を応募者に的確に伝え、事業スキームに対する正しい認識の共有を図るため、対話(個別面談による質問回答)を実施することとしました。これに伴い、以下のとおり公募期間を延長します。</p> <p>変更前 審査資料提出期限 平成29年9月29日(金)まで</p> <p>変更後 審査資料提出期限 平成29年11月15日(水)まで</p> <p>・対話の実施方法については、追って県ウェブサイトにて公表します。</p>	9月22日